

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第55号	件 名	豊中市立第四中学校校舎改築工事
No	質疑事項			回 答
1	共通仮設費率及び現場管理費率の算定におけるT(工期)は何ヶ月で設定されているのでしょうか。ご教示をお願いします。			平成28年5月～平成30年3月の23か月の想定です。
2	D-012図に記載のある外壁調査範囲は、D213図の外壁改修工事の範囲と考えてよろしいでしょうか。			D-213 ㉔棟南面、東面、北面の外壁改修工事の範囲です。
3	改修工事により、用途が変更となる教室等がありますが、サイン等の書き換え、及び新設は無いと考えてよろしいでしょうか。			D-124、D-125各詳細図に記載しています既存校舎の数量を参照下さい。
4	D140～142図の植栽の伐採・移植表について「※建築工事」と記載のある項目の移設に対して支障となる障害物の撤去のみを本工事とし、その他は別途工事と考えてよろしいでしょうか。			よろしいです。 ただし、障害物の撤去に伴う仮設工事も本工事として下さい。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第55号	件 名	豊中市立第四中学校校舎改築工事
No	質疑事項			回 答
5	既存26棟と撤去建物27棟の縁切の工法はワイヤーソーによる撤去と考えてよろしいでしょうか。			26棟(撤去棟)と27棟(残置棟)の縁切工法はワイヤーソー程度見込んで下さい。
6	D-301図で「対象物の基礎・杭を含め地中障害物を含め全て撤去すること」との指示がありますが、参考数量の既存杭はつりの項目にはL300との記載があります。既存建物とりこわし(8-1棟・25・26棟)における杭撤去は、基礎撤去に伴って付随する杭と考え、杭引き抜き等はないと考えてよろしいでしょうか。			D-338、D-340、D-349に記載しているとおり、栗石から下部300mm程度の範囲まで既存杭の撤去を行います。
7	D128図において門扉4・5の記載がありますが、使用メーカー等の指示はございますか。			使用メーカー指示はありませんが、朝日スチール工業(株)、JFE建材フェンス(株)、(株)ニッケンフェンス&メタル同等品以上として下さい。
8	D214図において「工事対象力所に機器があり移設が必要な場合、学校側と調整の上校務に支障なき様、移設復旧すること」とありますが、その移設復旧が発生した場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。			移設復旧が生じた場合については、監督職員と協議の上、設計変更対象とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第55号	件 名	豊中市立第四中学校校舎改築工事
No	質疑事項			回 答
9	D216図階段室Bにおいて「屋上撤去施工前に打ち込み配管の有無を調査し、打ち込み配管が有る場合は適正に処理すること」とありますが、調査費用としてX線撮影を見込み、活線等の撤去などが発生した場合は、別途工事と考えてよろしいでしょうか。			調査費用については本工事に含みます。 活線等の撤去や移設が生じた場合は監督職員と協議の上、別途追加工事とします。
10	既存校舎内の備品移動は、内訳種目のどの項目に計上すればよろしいでしょうか。			共通仮設工事に計上して下さい。
11	以下の項目について参考メーカーのご指示をお願い致します。 外構：ベンチ・スツール・自転車置場上屋・パーゴラ 住設：シャワーユニット・ベビーチェア・多目的シート			・ベンチ：(株)ラスコジャパン ・スツール：(株)ラスコジャパン ・自転車置場上屋：(株)ニチプレ ・パーゴラ：(株)タイキ ・シャワーユニット：TOTO(株) ・ベビーチェア：TOTO(株) ・多目的シート：TOTO(株) 上記同等品以上として下さい。
12	14棟階段室等の撤去の際、北側の通用門は重機等の出入は可能と考えてよろしいでしょうか。			D-154に記載のとおり、14棟階段室の撤去等はグラウンド側からの施工の想定です。 北側については、生徒の通用門となりますので原則重機の出入りは不可です。 やむを得ない場合は監督職員、施設管理者と協議し、安全対策を施した上での

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第55号	件 名	豊中市立第四中学校校舎改築工事
No	質疑事項			回 答
13	最終柵1～3において下水本管へのつなぎ込み工事も本工事に含むのでしょうか。			本工事に含みます。
14	D23図使用材料表において防水仕様がA1－1の記載がありますが、備考欄に東西アスファルト事業組合 JPX－935Rの記載があり相違してます。A1－1工法と正と考えてよろしいでしょうか。			「技術審査証明」により認められた工法ですのでA1－1工法と同等と取り扱います。
15	D328・325図においてダクト裏や盤裏のアスベスト撤去の記載がありますが、ダクト・盤自体の撤去は今回工事に含むのでしょうか。またアスベストの厚みが不明です。指示お願い致します。			ダクト・盤の撤去については別途工事です。 厚みは10mm程度を見込んでください。
16	D23図使用材料表において外構の門扉－1・2は鋼製と記載がありますが、D127図にはアルミ製との記載があり相違してます。使用材料表の鋼製を正と考えてよろしいでしょうか。			D-127 を正とし、門扉1・2 共アルミ製品です。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp